

特集・都市における学校①

現代都市における学校

緒形昭義(群建築研究所長・横浜国立大学工学部講師)

森東小学校は、磯子駅前の商店街に幅四〇メートル、長さ一四〇メートルという狭小な敷地に建設された。この開校にいたる過程をたどりながら、現在高密度で形成されつつある都市社会の中の学校建設の理念、学校と地域社会との関係を追求する。

一——高密度社会における学校の問題

——森東小学校の場合

森東小学校は、磯子駅前の繁華街の中に、昨年九月開校したばかりの小学校である。校地のすぐわきを国電根岸線が走り、その反対側は名にしよう混雑国道一六号線のバイパス・駅前産業道路に接している。周辺隣接地には八〜一四階建ての高層アパート群が建ち並び、その一階部分には風俗営業を含む様々な店舗が入って、繁華な駅前商店街を形成している。森東小学校はそれらの高層建物の谷間、〇・五五ヘクタールの敷地(近年の横浜市の標準校地面積の約半分、しかも幅四〇メートル、長さ一四〇メートル

というきわめて細長い敷地)の中に、二四クラス分の校舎と体育館、辛うじてとられた地上面のグラウンドと屋上プールをつめこんでいる。

今までの常識では考えられない苛酷な条件下の小学校の誕生である。なぜこのような小学校が計画されなければならなかったのか。この過程をあとづけてみることは、現在高密度で形成されつつある都市社会の中で、学校はどのような考えられ、本来どのように位置づけられなければならないかの、好個の実例分析となる。

そもそも森東小学校の敷地周辺地域は、昭和三十一年の第一期根岸湾埋立事業でできた土地である。当初から根岸湾埋立工業地域とその後背住居地域との接点として、また桜木町からの

一——高密度社会における学校

二——地域の中の学校施設の問題

① 地域環境のなかの学校

② 教育環境としての学校

三——むすび

根岸線の延伸による横浜南部の副商業業務核としての開発発展が予想されていた地域であったので、その土地利用も商業地域として計画され、埋立てにともなう漁業保障としての生活再建のための見返り土地も、この地域の中に設定されていた。しかしその後の経済社会情勢は、根岸線の開通と共に、商業核が形成されるのを上廻って高密度な集合住宅地としての色彩を強め、マンション等集合住宅の建設計画が続々申請されてくるようになったのである。

現在横浜市では、商業地域に建つ建物の住居用の床面積を規制しているが、当時はこの条例もなく、したがって商業地域として許容されている床面積を他の用途に利用するのをさまざま

るものはないといった条件も、この事情に拍車をかけた。副都心的な商業業務の集積力よりはるかに首都圏単位での住宅需要の方が上廻っていたのである。これは従来の用途地域制の矛盾であった。本来住居地としての環境を保全すべく設けられた用途地域制では、住居地域等については他の用途や容積等の規制は厳しいが、商業地域等ではその規制が緩められ、その分に大量の住居が建設されようとしているにもかかわらず、住居関連必要施設としての公園や学校の用地は、その地区が商業地域であるからとの理由から、ほとんど計画されていなかったのである。

一方横浜市では、大規模な宅地開発については、はやくからその住宅建設と関連必要施設の調整上、宅地開発要綱を定め、公園や学校の用地確保を進めてきたが、確認行為による単体の住宅建設については野放しの状態であった。ただし昭和四十七年当初から、単体としても余りに戸数の多いものについては、学区の学校収容能力とのかねあいで、関係当局との協議により、事前に建設計画を保留または中止させる指導がなされていた。磯子駅前地区についていえば、周辺の学校収容能力は満杯であり、マンション等の集合住宅の建設は保留させざるをえなかった。つまり当時の状況としては、駅前のよ

うな高地価の土地を商業的にテイクオフさせるためには上部に住宅を大量に乗せるしかなく、しかしその住宅関連必要施設の用地は地区内に準備されてなく、周辺にたよることもまた不可能であるので、その建設は保留されなければならないといった状態であったのである。

ここで考えだされたのが、当時建設計画をもっていた業者間で協議された磯子駅前周辺共同組合の構想である。個々ばらばらな建設計画で解決しえないこれらの問題を、共同開発計画の中で解決してゆこうとするもので、これには市の指導も大いに力があつたことはもちろんであるが、学校や公園などがその中で生みだされてくるはずのものであつた。度重なる協議の結果、ようやくつまつてきたのが、市教育委員会の「磯子駅前小学校の構想と計画概要」であり、これは昭和四十八年七月に文部省へ、同月に市会第五常任委員会へ一応の説明が行われたものである。この当初案は、学校の校舎本体をマンションの一三階に組みこみ、計画地内の一部道路を廃道にした部分と共同組合が提供する土地で屋外運動場をとり、その一部の上にピロティ式で体育館を建設するという内容のものであつた。

市教育委員会は、この案をよりよいものにするため、同十一月に磯子駅前学校施設研究会を

発足させ、さまざまな検討を行ったが、その中で指適されたことは次のようなものであつた。

一、他の種類の施設と複合して学校建築をつくるという考え方は、場合によってありうることである。今回も原則的には検討に値する計画といえる。

二、学校建築の観点からみると、複合化を認めるためには従来の一般形態の学校と遜色がないだけでなく、総合的にみてよりよいレベルの教育環境をもたらすことができるものでなければならぬ（つまり敷地条件や運動場面積などで必然的に生じやすいデメリットを、校舎面積や設計の良さなどで十分以上にカバーすることが必要）。

三、さらに、複合化した結果として、学校を中心とする周辺の教育環境が好ましい状態になる場合にだけ認められる。

四、複合化は単に物理的に複合しているだけでなく、機能的にもつながりがあるものになることがのぞましい。そのため相手施設は社会教育や福祉施設などの場合がもっとも好ましい。

五、複合化を要請されるような高層高密度地区においては、社会教育・福祉施設の整備もまたなかなか達成できない状況にあることが多く、積極的に複合の相手にこれをお

き、また積極的にこれを取りこむ必要がある。

六、複合の場合に予想される施設面では解決できないデメリット(たとえば周辺環境問題など)は、教育のあり方・方法によってメリットに変えることはできる。複合校の教師は固定観念によらず新しい理念のもとに教育にあたる必要がある。

七、他の都市に先行して本格的な複合校ができることになるので、十分検討し原則を確立する意欲をもって、のぞましい計画の実現に努めるべきである。

同研究会では以上の一般的な概念、問題点をふまえた場合、当初計画の内容については検討の余地が多く、このままで推進させるべきではないとしてさまざまな代替案が検討された。

一方、前記共同開発計画が発表された昭和四十七年末頃から、既設マンションの住民から、高密度開発に対する環境悪化を懸念して、その建設反対運動が起っていた。その中で提起されてきた問題は次のようなものであった。

一、超過密居住地域となることへの不安。住民の生活関連必要施設としての各種公共・公益施設用地もいままま高密度住居群が建設されると、生活環境は悪化し、地域がスラム化するのではないか。また災害発生な

どの非常時の安全性は確保されるのか。

二、組込み小学校に対する不安。営利企業の建設・販売する一般住宅マンションに混在する公立小学校が、はたして教育の場として適切なものであるか。また教育の場を、このような商業地域で、かつ産業道路・鉄道に隣接するマンションの中に設けることは、教育の本質を無視していないか。

三、日照阻害等具体的被害についての不安。この反対運動の特徴は、従来の定着した木造一戸建て住宅地などの中に、突如建設される高層マンション等に対する反対運動のような一般的な日照紛争とはちがって、いまだテイクオフしてない商業地域の中の空地に孤立して、すでにその敷地一杯に建てられてしまったマンションの入居者が、以後周辺に建てられてくる開発計画に反対するというものであり、今日の高密度社会の都市問題の複雑さを如実に示している。この反対された開発計画で準備されるはずのものには、当然先住している住民にとっても不足している生活関連施設が整備されることになっていたのである。

また、この反対運動で特徴的なことは、組込み小学校反対の要求があることである。さきにものべたように、元来この地域の諸問題の根には用途地域制など都市計画的な法制上の不備か

らくる土地利用の混乱や、教育等公益施設の使用確保の法的不備などがあったのであるが、今回の問題が起る以前に、やはり駅前に住宅公園の高層集合住宅団地が建設された時にも、同じような問題にぶつかっている。その時点でも学校施設の不足が問題となり、急遽アパートの下部に小学校の分校を組込んだ実績があり、これはあまりねられた計画ではなく、ややおっつけに教室だけがさし当って作られたという事情もあって、父兄や教師の間であまり評判のよくない前例となっていたのである。

なにはともあれ、この紛争はこじれにこじれ昭和四十八年末には建築紛争調整委員会にもちこまれ、翌年七月までかかってようやく調停案が受諾されるはこびになったのだが、これには次のような内容がもりこまれていた。

一、共同開発全体の容積率を、昭和四十八年末に施行された新用途地域地区の基準に近づけ、過密化をおさえること。

二、マンション組込みの学校計画をとりやめ狭いなりにも独立校とすること。

三、可能なかぎりの空地やピロティの下に、子供の遊び場や公園を設けること。

四、日照阻害等に関しては、可能なかぎり計画を変更し、不可能な部分については十分な保障をすること。

森東小学校の場合、なぜこのような小学校が計画されなければならなかったかの理由と経過は以上のとおりである。これはたしかにひとつの極端な例であるが、学校と地域社会とは物的にも非物的にも、協調的にも対立的にも、切りはなせない関係で結びついており、高密度社会の中での学校というものも、この観点をぬぎにしては論じられない好個の実例がここにある。これらの過程で最後まで調整しえなかったのが、実は学校教育と地域社会との関係についての次のような見解であった。

一、子供たちが日常生活している地域社会（家庭をふくめて）はともかく、それから切りはなしてよりよい環境の中で子供たちに教育を授けるべきだという見解。

二、子供たちが日常生活している地域社会こそ教育の場であり、学校教育もその一部であり、よりよい地域社会の構成員・建設者の育成こそ教育の本質であるという見解。

これらの見解は、わが国の教育の歴史上からみても、諸外国の様々な国情に応じた教育制度上からみても、大きな二つの流れを代表している。高密度社会におけるこれからの学校の問題も、これらの議論をさけて通ることはできない。

二 地域の中の学校施設の問題

——学校施設検討委員会の場合

昭和五十一年末に発足した「学校施設の改善に関する検討委員会」は、従来標準化されている学校建築の問題点を整理し、設計の質的向上を図ることを目的として、学校建築に造詣の深い建築家及び横浜市関係局（企画調整局・教育委員会・建築局・学校建設公社）の各長を委員、各担当部局の課長を幹事として組織された。

そもそも横浜市において、学校施設の建設を標準設計で流すという作業がはじまったのは、次のような事情によるところが大きい。

一、近年の人口急増に対応して、義務教育施設はどうしても数多く作らなければならぬから、それを効率的に（早く、安く）作るためには、設計を標準化し、同じものを大量に作る方がよい。

二、義務教育の方法も、どちらかといえば普遍性を重んじた非個人的一斉授業の形式を従来からとっているので、かえって学校施設も格差のない同じものの方がよい。

つまり、前者は学校施設の建設という物的な生産工程の合理化の問題であり、後者は義務教育のあり方という非物的な教育理念の問題であるのだが、これがたまたま同じ条件の下で同じ解

決を指向しえたというところに、横浜市における学校建築における標準設計の特質がある。

一般に、大量生産をするためには設計は標準化されなければならない。つまりマスプロによってコストダウンをはかるためには、どうしても生産物は標準化された規格品になってしまいい、これは一般にはニューザーの多様な需要を完全には満足しえない。したがって公的アパートやプレハブ住宅や自動車などでも、いかにして多様な需要に対応しながらマスプロのメリットを出すかが問題になる。公的アパート等では、可能なかぎり時代に則した標準設計を年度毎に開発したり、プレハブ住宅等では、間取りや形の自由さを選択できるように部品だけを標準化したリ、自動車等では、多様な車種やオプションを作ったりしてこの問題に対処しているが、横浜市の学校施設の標準化には、幸か不幸かこのような問題は存在しなかった。

たしかに標準設計には、それが生成するマスプロのメカニズムによって、物的な生産工程を合理化するというメリットがあるが、それ以上に、複雑な決定機構の入りくんだ巨大な組織の中で、その流れをスムーズに、迅速にするというもうひとつのメリットがある。新しい学校の計画をたてるときにも、標準設計が決っていれば目安が立てやすいし、それ以上に内部的承

認がとれやすく、予算を作成するときにも考えやすく、またそれ以上に手早く済み、設計や積算についてのチェックもしやすく、発注や管理にもあまり神経をつかわなくてもよいということになる。実際、横浜市の学校建設の標準化のメリットは、以上のような官僚機構の中ですばやく仕事を通すや、工程管理の合理化や、ぎりの設計による工費と設計料の削減として機能し、本来的なマスプロによるコストダウンという要素はどこかへいってしまっているのが実情であった。

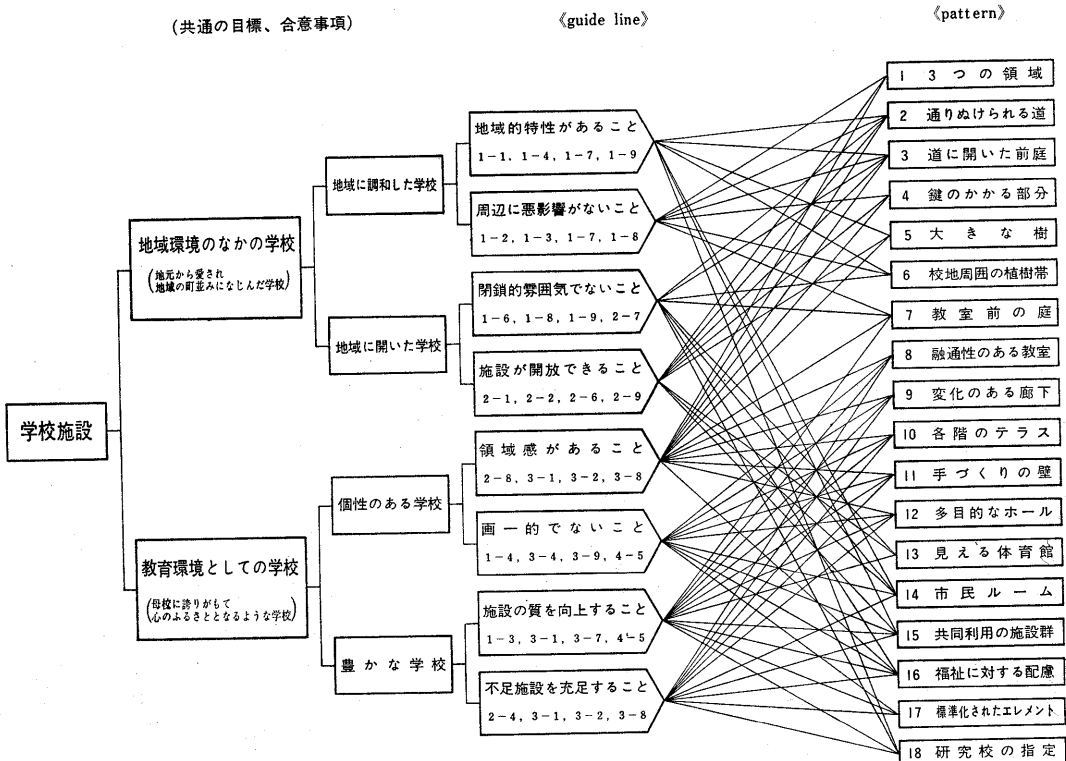
一方、視点をかえて、地域社会の中の学校という視点から、これらの事情をもう一度検討してみると、まず第一には、近年の人口急増に対応して、「義務教育施設はどうしても数多く作らなければならない」という問題意識がある。学校施設を整備する責任の主体としての自治体は、たしかにそのように考えざるをえないであろうが、ひとたび地域社会の中の学校という視点にたつならば、以上の命題は次のように提出し直されなければならない。——定住社会としての地域には、「義務教育施設はどうしてもひとつ作らなければならない」。つまり、地域社会にとつての学校施設は、地域の重要な公的施設であり、地域のひとつの核をなす施設であるはずである。したがって学校施設というもの

は、全市的視点からは数多く作らなければならない大量施設であるにもかかわらず、地域的視点からはその地域になじんだ個別的な重要施設という性格をもってあるということができる。これは単に標準設計ということでも、どの地域にも「同じもの」を作るという安易な解決では処理できない問題である。

しかし、ここでも議論は大きく二つに分れるように思われる。

- 一、学校施設は地域社会の中の重要な公的施設であるから、その地域の特性に合わせて地域になじ

表一 学校施設の理念



んだ、地域的個性のあるもののほうがよい。

二、学校施設は普遍的な教育施設であるから、地域毎に異なる必要はない。横浜の学校として同じものであるなら、逆にそれは、その地域が横浜に属することのあかしになる。

さて、ここで議論は、この章の最初に示した標準設計を支える第二の基礎、教育理念としての義務教育のあり方、ひいては前章の最後の問題、教育そのもののあり方にまいもどることになる。しかし、ここで教育のあり方を云々し、義務教育と地域社会のあり方を論ずるつもりはない。これこそは子供をもつ父兄、現場の教師、ひいては地域社会の人々全体が、真剣に時間をかけて十分議論をつくすべきことがらなのであり、ここでは、教育の理念・方法がどうあれ、その容器としての、物的な空間秩序としての学校建築がいかにあるべきかが検討されなければならぬ。

概略以上のような状況認識と問題の所在を確認しつつ、学校施設検討委員会は会議をかさねた結果、大要次のような理念を、学校施設を改善するために必要なこととして合意した(表一参照)。

すなわち、学校施設というものは、次の二つ

の性格を本来兼ねそなえたものとして準備されなければならないことの再確認である。

一、地域環境のなかの学校として

地域の町並みになじみ、地元から愛される学校である必要。

二、教育環境としての学校として

心のふるさととなり、母校として誇りがもてるような学校である必要。

① 地域環境のなかの学校

地域環境のなかの学校は、少くとも周辺の地域環境との調和を考えた配置；デザインが準備されなければならないのと同時に、実際のな地域社会の核として、地域の様々な活動に対してその施設の利用が準備されていなければならない。

一、地域に調和した学校

a 地域的特性があること

従来の学校は、あまりにも地域的特性を無視して計画されてきた。大抵の学校は遠くからでもそれとわかるほど、あまりにもデザインが画一的で、既存の町並みと調和しているとはいえなかった。学校が地域社会の重要な核となるためには、それ相応の地域環境への配慮があつてしるべきである。

b 周辺に悪影響がないこと

学校建築が教育施設としていかに公的な性格をもち、地域社会の役に立つ施設であるからといって、直接学校に隣接あるいは近接している個々人に対する不利益が無前提で許容されることはない。校舎による日照や電波の障害もさることながら、グラウンドからのボールや砂ぼこりや騒音についても、十分な配慮が必要である。

二、地域に開いた学校

a 閉鎖的雰囲気でないこと

従来の学校には、どこか気軽に近づきにくいところがある。ひとつには子を持つ親以外には学校へゆく機会があまりないということもあるが、校地周囲の門や塀が単に教育環境を守るといふ理由からか、単に周辺からの悪影響を防止するという管理上の理由だけから、そっけない閉鎖的な雰囲気を作り出していることが多い。地域の人々は学校の中の子供の生活をかいま見ることによつても、学校に親しみを感じることを忘れてはならない。

b 施設が開放できること

これからは、地域社会におけるよりきめこまかな社会教育や福祉の施設が充実さ

れなければならぬが、当面その整備がゆきとどかない場合には、学校施設のその面での地域利用を促進することが重要な課題となる。グラウンドや体育館などは単に作られたものを開放するという以前に、使いやすく管理もしやすいよう、その施設内容や形態・位置などあらかじめ慎重に準備されていなければならない。

②—教育環境としての学校

教育環境としての学校は、少くとも画一的・無性格的なものでない人間的な空間であることが望ましいのと同時に、実際的に不足している施設や個々の質の充実した、豊かな学校でなければならぬ。

一、個性のある学校

a 領域感があること

従来の学校は、一斉授業のカリキュラムに対応した教室偏重の計画であるので、校舎全体が比較的単一な領域を形成していた。低高学年の分離はもちろん、学年毎あるいはより小さな部分で領域感あふれる空間を準備することは、そこで生活する子供たちにとって、その空間を自分たちのものと意識させる手だすけとなり、これは記憶として子供たちの心の中

のふるさとを形成する契機となるのと同じ時に、その空間の自主的な管理への参加の可能性にもつながる。また、学校施設の地域利用が促進されると、どうしても開放・非開放の領域設定は、その使用上・管理上必要になってくることはいうまでもない。

b 画一的でないこと

従来の教室や廊下空間はあまりにも画一的であった。それは従来からのきまりきった教育には適していたかもしれないが、将来の変化には対応できない危険性がある。学校空間の性質は可能なかぎり多様な方がよく、融通性があり、できれば手づくりで空間を形成できる方がいい。形にはまった教育空間だけでなく、子供たちののびのびとした多様な生活空間が学校の中のいたるところに形成されるとすれば、それこそ学校は子供たちの心ふるさととなるであろう。

二、豊かな学校

a 施設の質を向上すること

従来の学校は、あまりにも量的に追いかけていたもので、個々の空間の質まで配慮しえない安価な設計が多く、安からう悪からうのそしりをまぬがれない。標

準設計についても、再度よりきまこまかなデザイン的チェックが必要である。デザインのよさが空間の質を高める重要な鍵であることを再認識する必要がある、質のよい空間の中の生活こそ、子供たちに母校としての誇りをもたせることができる。

b 不足施設を充足すること

従来の学校にあっても、教育上十分な施設が完備しているとはいえない。これらは限られた土地、限られた予算の中で作り出さなければならないので、従来の標準設計を超えた新らしい工夫でしか生み出すことができない。つまり、ここでもデザインのよさが必要条件となってくる。従来の固定した標準を再検討するにと、様々な解決を見出してゆかなければならぬ。

学校施設検討委員会では、現在、この合意をもとに、いかにしたら実際の学校建築の改善が軌道にのるか、具体策を検討中である。

三—むすび—これからの学校施設

われわれは、第一部で地域社会と学校の多角的な関係を、とくに急激な人口増に悩まされて

いた現代都市において、学校建設そのものにどのような力学が働き、どのような妥協の上になたってそれが実現されてくるかの大筋をたどり、次いで第二章で、ようやく人口増の鈍化もみられはじめた今日の段階において、それらの問題がどのように整理され、学校施設の本来的なあり方の再検討がどのようになされようとしてきているかをのべた。

われわれは、出来るところからはじめなければならぬ。それには、まず第二章にのべた検討委員会の合意を、実際の学校施設に実現するための努力がなされなければならないだろう。そのためには新しい学校の計画や設計時に、時間をかけてじっくりその適用をはからなければならぬのと同時に、従来からの標準設計やルーティンワークを組織的に再検討しなければならぬ作業が必要であろう。

しかし何といってもより重要なことは、何度もうくりかえすようだが、地域社会の中で、その構成員である市民が、自分たちの定住社会とは何か、その中で教育はどうあったらよいかという、より本源的な議論を活潑に起し、その上でこれからの定住社会としての現代都市にと

って必要な施設とは何か、それらの施設をどのように作っていくか、その中で教育に必要な施設と他の施設をどう関連づけていくか、という問題に挑戦することであろう。

昭和五十年九月に出された横浜市教育局協議会の第五次答申は、これらの問題をすでに次のように提起しているので参考になる。

一、都市における一般的状況

(一) 遊び場を奪われ、孤立化し、組織的管
理社会のなかへからめとられていく子ども
たち

(二) おびただしい情報の洪水と白いコンク
リートの人工物のなかで、自然から遮断
されて野性的活力とエネルギーを失い映
像的コピー世界に幻惑されて、いつの間
にか現実感と想像力と自発性を失いつ
つある子どもたち

(三) 情報化社会・管理社会の波のまにまに
方向感覚を失いつつある家庭・学校・社
会

二、学校とは何か——問い直すための五つの 重要な観点

(一) 子どもと教職員の生活共同の場として

の学校

(一) 自己教育と与える教育との統一

(二) 実践的・現実的な教育目標の設定

(三) 教育実践と学校運営のあり方の問い直
し

(四) 学校教育と家庭教育・社会教育の連携

三、学校と教育との「人間化」をめざして

(一) 自然と社会との二つの環境を含めて、

環境状況の「人間化」の問題

(二) 学校の「人間化」の問題

(三) 教育課程・教科編成の「人間化」の問
題

四、教育哲学の根本的転換へ

(一) 「教育観の転換」の要請

(二) 「教育目標の転換」の要請

(三) 「制度の転換」の要請

われわれは、われわれの未来の環境に対して積極的な提案と、それを実現させていくための権利と責任がある。単に従来通り与えられ、あるいはそのためにたのんでやっってもらうだけの環境では不十分なのである。